

富山県通所・訪問系介護サービス事業所生産性向上支援事業交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号）第21条の規定に基づき、富山県通所・訪問系介護サービス事業所生産性向上支援事業補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 燃料費高騰の影響を受けやすい通所・訪問系介護サービス事業者が行う介護ソフト等の導入に要する経費に補助金を交付し、介護現場の生産性向上、職場環境の改善及び介護サービスの質の向上、並びに事業所・利用者宅間の移動削減・送迎業務の最適化により燃料費の支出抑制を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 この補助金は、通所・訪問系介護サービス事業所における介護ソフト等の導入事業を対象とし、補助対象経費、補助率、補助額、補助基準額及び補助要件については別表のとおりとする。

(補助金の算定方法)

第4条 前条に規定する事業に対する補助額は、別表に定める補助対象経費から寄付金その他収入を控除した額に別表に定める補助率を乗じて得た額と、別表に定める補助基準額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 前条の補助対象事業1回あたりの上限台数は定めないが、補助事業者において業務負担軽減及び介護サービスの質の向上に資する必要台数とする。なお、必要台数は業務改善計画書等から精査するものとする。

(補助金の交付)

第5条 知事は、次条に規定する事業実施主体が前条に規定の事業を実施するにあたり必要な経費について、予算の範囲内で、補助金を交付するものとする。

(補助対象となる主体)

第6条 この補助金の補助対象となる事業所（以下、「補助対象事業所」という。）は、富山県内に所在する介護保険法に基づく指定又は許可を受けた介護事業所であって、次に掲げるとおりとする。

- (1) 訪問介護
- (2) (介護予防) 訪問入浴介護
- (3) (介護予防) 訪問看護
- (4) (介護予防) 訪問リハビリテーション

- (5) 通所介護
- (6) (介護予防) 通所リハビリテーション
- (7) (介護予防) 福祉用具貸与
- (8) 特定(介護予防) 福祉用具販売
- (9) (介護予防) 居宅療養管理指導
- (10) 夜間対応型訪問介護
- (11) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (12) (介護予防) 認知症対応型通所介護
- (13) 地域密着型通所介護
- (14) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護
- (15) 看護小規模多機能型居宅介護
- (16) 居宅介護支援
- (17) 介護予防支援

(補助対象外経費)

第7条 次の各号に掲げる経費は、補助金の交付対象外とする。

- (1) 交付決定を受けた年度以前に購入、レンタル又はリース契約を締結したもの
- (2) 他の補助金の交付を受けている又は受けることを予定しているものにかかる経費
- (3) 既に保有している機器等の廃棄にかかる経費
- (4) 機器の設置にかかる建物の改修費
- (5) 消費税及び地方消費税
- (6) その他事業目的に照らし適当と認められないもの

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を別に知事の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 補助金所要額調書(様式第1-2号)
- (3) 業務改善計画書(様式第1-3号)
- (4) 歳入歳出予算書(見込書)抄本
- (5) 導入する機器やソフトの名称や機能がわかるもの(カタログ等)
- (6) 見積書の写し
- (7) その他参考となる資料

(交付の条件)

第9条 補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、変更承認申請書(様式第2号)に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業目的の達成に支障をきたさない軽微な変更であって、補助金の増額を伴わないも

のは、この限りではない。

- (2) 事業を行うために締結する契約については、県の補助を受けて行う事業であることに留意し、適正な価格で契約するものとする。
- (3) 事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後から5年間保存しておかなければならない。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機器については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（軽微な変更）

第10条 前条第1号に規定する軽微な変更とは、補助金額の増額を伴わず、かつ、次に掲げる変更以外の変更をいう。

- (1) 事業の内容を著しく変更すること。
- (2) 入札減などやむを得ない事由以外の事由により補助金額を20パーセント以上変更すること。

（交付の決定）

第11条 知事は、第8条の補助金交付申請書の提出があったときは、当該補助金交付申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において当該申請者に対し、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助金は、精算払いとする。

（実績報告書の提出）

第13条 補助金に係る実績報告を行おうとする者は、次に掲げる書類を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金実績報告書（様式第4号）
- (2) 補助金精算額調書（様式第4-2号）
- (3) 歳入歳出決算書（見込書）抄本
- (4) 補助事業に係る契約書又は発注書の写し
- (5) 補助事業に係る支払いを行ったことを証する書類の写し
- (6) 導入した機器の写真
- (7) その他参考となる資料

附 則

この要綱は、令和8年6月30日から施行し、令和8年4月1日以降に実施する補助対象事業について適用する。

別表

補助対象経費、補助率、補助額、補助基準額及び補助要件

【補助対象経費】

次の（１）～（２）に掲げる経費を対象とする。なお、消費税及び地方消費税は補助対象とならない。また、原則として、事業所・利用者宅間の移動削減・送迎業務の最適化などにより燃料費の支出抑制につながると見込まれるものとする。

（１）介護ソフト等

介護現場の生産性向上、職場環境の改善、及び介護サービスの質の向上に資するソフトウェアの導入及び改修・連携費用等を対象とする。

上記のうち、介護ソフトについては、介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないものであること）とする。また、公益社団法人国民健康保険中央会（以下、「中央会」という。）が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフト機能調査」の結果において、（１）「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じた CSV ファイルの出力・取込機能を有していること、（２）中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。また、いずれの情報にもない製品が申請された場合は、当該ベンダーに対し、厚生労働省の調査への回答を促すこと。

ケアプランデータ連携標準仕様ベンダーテスト HP

（掲載先：<https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/>）

厚生労働省 介護ソフト機能調査

（回答先：https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/kaigo_kinou）

（結果掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html>）

なお、既に介護ソフトを導入している場合の、上記の一気通貫を可能とする改修費用も対象とする。

（２）介護ソフト等の活用促進支援

介護ソフト等の活用に伴い、一体的に使用するためのインカム、タブレット端末の購入費用や Wi-Fi 環境整備に必要な経費等を対象とする。また、通信費は上記経費には含まないこととする。

介護ソフト等活用促進費用の例：

- ・介護ソフト等と一体的に使用するためのインカム及び情報端末（PC、タブレット端末（リース費用含む））
- ・介護ソフト等を利用するための Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等）
- ・介護ソフト等の導入前後に行うベンダーによるサポート費用 等

【補助率】

10 分の 9

【補助額】

補助対象経費に補助率を乗じた額と補助基準額とを比較して、いずれか少ない額を補助額とする。

【補助基準額】

1 事業所あたり 2,500 千円

【補助要件】

- (ア) 令和8年度内に、「ケアプランデータ連携システム」（「介護保険資格確認等 WEB サービス」に統合された場合は当該サービス）の利用を開始すること。「居宅介護支援費に係るシステム評価検討会」において、ケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムとして認められたものを含む。
- (イ) 介護事業所等が生産性向上に向けた課題解決につなげ、介護テクノロジーの活用を継続的に進めるようにするため、以下のいずれかの方法により支援を受けること。
- ① コンサルティング会社等による業務改善支援
生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者から、本事業による介護テクノロジーの導入に際し、個別の契約に基づき、①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価（導入後の定着支援を含む）等の支援を受けること。
- ② とやま介護テクノロジー普及・推進センター等による業務改善支援
県が設置するとやま介護テクノロジー普及・推進センターもしくは厚生労働省委託事業「都道府県における生産性向上の取組に関する調査及び普及支援（中央管理事業）並びに2025年日本国際博覧会設営等事業（P）」の相談窓口が実施する研修または厚生労働省委託事業による「生産性向上ビギナーセミナー」、「生産性向上フォローアップセミナー」もしくは「デジタル中核人材養成研修」を受講すること。なお、本研修とは別に、業務改善計画の作成や取組の実施にあたっては、原則として、とやま介護テクノロジー普及・推進センターや相談窓口へ相談することとする。
- (ウ) 補助を受けた事業所は、富山県及びとやま介護テクノロジー普及・推進センター等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること。
- (エ) 複数業者から見積もりを徴収するなど、より経済的な見積りの業者を選択の上、適正な価格で申請すること。